

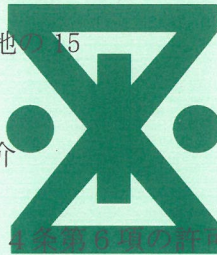
許可番号 第 7121-024426 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県尼崎市鶴町 7 番地 15

名 称 ケンエイ産業株式会社

代 表 者 代表取締役 細井 佑介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 松 本



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 10 月 18 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 10 年 10 月 17 日

1. 事業の範囲

中間処理業（破碎・整粒による資源化再利用）

取扱産業廃棄物の種類

①工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
以上 1 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

木くず又はがれき類の破碎施設

所 在 地：兵庫県尼崎市鶴町 7 番地の 15

設置年月日：平成 19 年 1 月 30 日

処 理 能 力：がれき類 1280t/日

許可年月日：令和 5 年 3 月 29 日

許可番号：912011

3. 許可の条件

(1) 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。

(2) 当該処理施設の受入基準を遵守すること。

(3) 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 10 月 18 日

新規許可

平成 26 年 10 月 18 日

更新許可

平成 11 年 10 月 18 日

更新許可

令和 3 年 10 月 18 日

更新許可

平成 16 年 10 月 18 日

更新許可

平成 21 年 10 月 18 日

更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無